

議案第 4 8 号

大口町子ども医療費支給条例の一部改正について

大口町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 3 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県の福祉医療費支給事業事務取扱要領が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

大口町子ども医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項を削る。

第３条第２項を次のように改める。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としなない。

- (１) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者
- (２) 大口町障害者医療費支給条例（昭和４８年大口町条例第２１号）による障害者医療費の支給を受けることができる者
- (３) 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和５３年大口町条例第１８号）による母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者
- (４) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

第４条第２項中「健康保険法（大正１１年法律第７０号）の規定による療養に要する費用額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に改め、「当該」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町子ども医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 略 2～4 略	(定義) 第2条 略 2～4 略 5 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない。</u> (1) <u>大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）による受給資格者</u> (2) <u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による受給資格者</u> (受給資格者)
(受給資格者) 第3条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者とし</u> <u>ない。</u> (1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</u> (2) <u>大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）による障害者医療費の支給を受けることができる者</u> (3) <u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者</u> (4) <u>法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者</u> (支給の範囲)	第3条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者とし</u> <u>ない。</u> (1) <u>就学児のうち大口町障害者医療費支給条例による受給者であるものの保護者</u> (2) <u>就学児のうち大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例による受給者であるものの保護者</u> (支給の範囲)
第4条 略 2 前項の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法</u>の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。	第4条 略 2 前項の医療に要する費用の額は、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用額の算定方法</u>の例により算定した額（<u>当該法令</u>の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額

新	旧
	を超えることができない。